

## 令和5年度山梨県森林審議会（第2回）会議録

- 1 日時：令和5年12月15日（金）午後1時30分～午後3時00分
- 2 場所：恩賜林記念館 大会議室
- 3 出席者（敬称略）  
（委員）小澤優花、河住布由子、佐藤繁則、白石則彦、棚本佳秀、古屋利枝、前山堅二、若狭美穂子、渡邊晴夫  
（事務局）林政部次長、林政部技監、林政部参事、森林政策課長、森林整備課長、林業振興課長、県有林課長、治山林道課長、中北林務環境事務所次長、峡東林務環境事務所長、峡南林務環境事務所長、富士・東部林務環境事務所長、森林総合研究所長
- 4 傍聴者等の数 4
- 5 会議次第
  - （1）開会
  - （2）林政部次長挨拶
  - （3）森林審議会会長挨拶
  - （4）議事
  - （5）閉会
- 6 会議に付した案件
  - ・山梨東部地域森林計画の策定、富士川上流地域森林計画及び富士川中流地域森林計画の変更について【公開】
  - ・森林における開発行為の許可の状況について【公開】
  - ・山梨県緑化計画素案の概要について【公開】
  - ・令和5年度ナラ枯れ被害の状況について【公開】

### 7 議事の概要

司会（森林整備課堀江総括課長補佐）

定刻となりました。委員の皆様には、大変お忙しいところ、山梨県森林審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。私は、本日司会進行を務めます森林整備課の堀江です。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の資料の確認をお願いいたします。事前に郵送いたしました資料に加えまして、机の上に追加・差し替えの資料が置いてございます。あわせて御確認ください。お手元の配付資料一覧にありますとおり、本日の次第、委員名簿、座席表、資料1-1「山梨東部地域森林計画の策定、富士川上流及び富士川中流地域森林計画の変更について」、資料1-2「地域森林計画書（山梨東部森林計画区）（案）」、資料1-3「地域森林計画（変更計画）書（富士川上流地域森林計画区）（案）」、資料1-4「地域森林計画（変更計画）書（富士川中流森林計画区）（案）」、資料2「森林における開発行為の許可の状況について」、資料3「山梨県緑化計画素案の概要について」、資料4「令和5年度ナラ枯れ被害の状況について」、参考資料として森林審議会に係る規則を配付しています。御確認いただき、不足等がある場合は事務局にお申し出ください。

それではただ今から、令和5年度第2回山梨県森林審議会を開催いたします。

初めに、森林審議会の成立につきましては、山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。当審議会の委員数は15名で、現在9名の御出席をいただいておりますので、審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、森林審議会の審議は公開となっており、後日、県庁のホームページに議事録を掲載させていただきます。また、「山梨県森林審議会傍聴要領」により審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席を用意しております。

それでは、次第に従いまして、林政部信田次長から挨拶を申し上げます。

信田林政部次長：  
（挨拶）

司会：

ありがとうございました。

次に、森林審議会会長から御挨拶をいただきます。白石会長、よろしく申し上げます。

白石会長：

(挨拶)

司会：

ありがとうございました。

次に、議長につきましては、森林審議会運営規則第3条により会長があたることとなっておりますので、白石会長、よろしく願いいたします。

議長（白石会長）：

それでは、審議会の議事進行を務めさせていただきます。

議事に移ります前に、山梨県森林審議会運営規則第7条により、本日の議事録署名委員を指名することとなっております。本日の議事録署名委員につきましては、河住由布子委員と、佐藤繁則委員をお願いいたします。

それでは議事に移ります。はじめに、「山梨東部地域森林計画の策定、富士川上流地域森林計画及び富士川中流地域森林計画の変更について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（伊川森林整備課長）

(資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料1-4により説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。御意見や御質問がありますか。

委員：

資料1-1に「合法伐採された県産木材」と書いてありますが、これは合法伐採されていない木材も市場に出回っている懸念があるということが前提となつてこうした話が出てくるのでしょうか。

伊川森林整備課長：

今回、地域森林計画に合法伐採木材の記載を追加するのは、全国森林計画において、違法伐採を抑制するため、合法伐採木材に係る取り組みを強化する方針が示されたことを踏まえたもので、県産木材について違法性が指摘されている訳ではございません。国との事前調整において、今後施行されるクリーンウッド法の施行を意識する中で、関連する記載を追記するべきではないかという意見を踏まえたものです。

委員：

トレーサビリティを含めて何とかしようということですか。

堀内林業振興課長：

トレーサビリティにつきましては、山梨県木材協会で事務局を運営していただいている県産材認証センターにおいて、県産材を認証する仕組みを運用しています。これは、どこで伐採されて誰の手を経て現場に到達しているかというトレーサビリティを担保していますが、この運用の中で合法性についても証明できるようにしています。県内の流通状況について現在把握している数字はございませんが、こうした仕組みで取り組みを進めていただいているところです。

委員：

日本の合法木材の証明制度は、世界レベルで見るとレベルが低いと言われています。例えば、伐採届を出して再生林をするという内容で受理されたものが、本当に再生林されているかということと、流通していく木材が切り離されているところで、再生林されなければ合法性が確保されませんが、その辺りが制度的にはかなり不備であるという指摘がされております。

委員：

富士川上流と富士川中流の地域森林計画について、いずれも伐採立木材積と造林面積の計画量に変更されるということですが、例えば資料 1-3 を見ると、変更理由として「全国森林計画の策定を受けて」とあって、P.6～P.7 に伐採立木材積と造林面積の変更計画量が赤字で記載されています。前回の審議会で説明があったと思いますが、変更計画量の出し方について、全国森林計画の策定に伴っていわゆる按分計算的に県に割り当てられたものなのか、或いは、それぞれの森林計画区内の要間伐対象森林面積であるとか、齢級別の蓄積であるとかを積み上げてこの数値になったのか、今一度説明をお願いします。

伊川森林整備課長：

全国森林計画の中で相模川流域・富士川流域それぞれで、本県への計画量の割り当て量というものがああります。前回の審議会において、全国森林計画の計画期間が後ろにシフトしたことで齢級構成が高齢級に移行することに伴い、主伐量が増えて間伐量が減ったということをお説明いたしました。基本的な考え方としては、国から示された各流域の本県に対する配分量をもとに、今後の計画期間を踏まえた時点修正を行ったものです。

委員：

今の御質問に関連して、森林計画制度においては、全国森林計画を頂点として、それに即して地域森林計画を策定するときに、国から計画量を割り当てられることを前提に、例えば県としては一方では保続計算というようなことが実務では行われていると思いますが、その数値と国からの割当量がアンバランスになることもありますので、与えられた割当量をもとに、できるだけバランスがとれるように数字を割り振るということは今の制度の中ではせざるを得ないということがああります。今説明があったような方向の中で、齢級構成などの大きな括りを把握しつつ、例えば県有林の管理計画の中で違う数字が出てくることもあるでしょうが、それはそれでその都度、現場の説明をするということだと思います。

委員：

森林計画制度においては、森林・林業基本計画が全国森林計画に下りてきて、地域森林計画がそれに即して立てられます。数値的な計画量については、部分の集合が全体になるという構造がああって、国との調整によって各県、各森林計画区の数値が決まってくるので、県だけで独自に決められるものではありません。全国森林計画の計画量については、最近のトレンドで木材の増産が見込まれるということになって数値が上方修正された影響もあるかと思ひます。

議長：

他に御意見、御質問等はございますか。

先ほどの御説明では、合法木材について一文を加えるということですが、資料 1-1 から資料 1-4 までについて、御意見、御質問がなければ、ここで質疑を終了させていただきます。それでは、山梨東部地域森林計画の策定、富士川上流地域森林計画及び富士川中流地域森林計画の変更につきまして、異議ないものと認めてよろしいでしょうか。

委員：

(「異議なし」の声)

議長：

ありがとうございます。なお、答申書の作成につきましては、会長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：

（「異議なし」の声）

議長：

ありがとうございます。ではそのようにさせていただきます。

続きまして、「森林における開発行為の許可の状況について」を議題とします。こちらは審議事項ではありませんが、近年の林地開発の許可状況を報告するものです。事務局から説明をお願いします。

伊川森林整備課長：

（資料2により説明）

議長：

事務局に御説明いただきましたが、御意見、御質問等ございましたら発言をお願いします。

委員：

手続き的なことでお伺いします。参考資料 P.10 の「森林審議会で審議する諮問内容」において、「上記(1)(2)(3)に掲げるもの以外については、森林審議会において許可実績の報告を行うものとする」と書いてありますが、御説明があったように、前回、保全部会が森林審議会に報告したのが令和2年で、それ以降、部会からの報告がなかったからこれだけ溜まったということですか。

伊川森林整備課長：

森林保全部会は、林地開発並びに保安林の指定解除等の該当案件が生じた場合に御審議いただくものです。今までは部会の中で、例えば面積の小さい審議の非該当案件についても報告していましたが、令和2年7月27日以降、部会が開催されていないものですから、開発の状況について情報共有を図りたいということで、今回、本会に報告をさせていただくものです。

委員：

前回10月の審議会で、新しく環境面や景観面等、知事さんにお伺いしつつ、5ヘクタール以下でも必要があれば、保全部会とは関係なく、本会に審議をお願いするという話がありました。面積の小さい許可案件の報告についても、保全部会を通さずとも、年度ごとに本会に報告してもらえれば直近の開発状況が情報共有できてよいと思います。

伊川森林整備課長：

御指摘のとおり、今後は、保全部会の開催見通し等を踏まえつつ、年度単位で報告をさせていただきたいと考えています。

委員：

資料2にある変更案件の中で、面積は変わらないけれども変更許可をしているものがありますが、具体的にはどのような内容変更のものが多いのでしょうか。

伊川森林整備課長：

林地開発許可では、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全という4つの要件を満たす場合に許可をしなくてはならない仕組みです。例えば、災害防止のための施設計画について、許可をし

てから許可処分が完了するまでの間に、施設の構造等が変更になる場合があつて、例えば排水路の断面や擁壁の形状が変わることで、当初許可したもののから安全率が変わるような場合、或いは、土地の利用区分について、当初計画では造成森林であったところが、例えば緑地になったとか、建物敷地になつた、つまり裸地扱いになつて開発区域に降った雨水が下流に流れ出す、洪水流量の変化をもたらすような変更があつた場合については、再度その時点で審査を必要とする、つまり許可を要する案件となる場合があります。こうした場合については、面積の増減がない場合であっても許可の対象とし、変更許可の審査をいたします。

委員：

変更許可の申請については、変更許可が必要であるかどうかということ、開発する側が判断して申請してくるのですか。

伊川森林整備課長：

開発事業者の事情や都合によって変更される場合もあれば、林地開発許可を出してから、6ヶ月、3ヶ月もしくは更に短い間隔で現地の施工状況の報告を受けて現地確認を行いますので、この中で、例えば施設の安全性の確保について疑義が生じるようなことが発見される場合もあります。こうした場合は、県の指導により変更が生じることとなります。

委員：

林地開発については、今まで1ヘクタールを超えるものについて許可が必要でしたが、太陽光発電施設については、もっと小さい面積で手続きが必要になつたと思います。そうすると、こうした開発の案件が増えてくる可能性があるのでしょうか。

伊川森林整備課長：

委員からお話があつたとおり、太陽光発電施設については、全国で様々な問題が発生していることを踏まえて、従来の1ヘクタールではなく、0.5ヘクタールを超えるものについて林地開発の許可を要する案件となっています。

今後、申請案件が増えていくかにつきましては、再生可能エネルギーの普及促進のためFIT法が施行され買取制度がスタートしたこともあつて太陽光発電施設が急増したということがありますが、現在、買い取り価格自体は当初の4分の1以下になっているということもあつて、利益を生み出せる事業者は減っているという印象があります。現在、本県における大規模な太陽光発電施設の計画について、事前の情報としては特に把握しておりません。

なお、小規模な太陽光発電施設については、補助制度等が拡充されているということもあつて、まだ注視しなくてはならない状況です。これについては、森林法に基づくものについては0.5ヘクタールを超えるものについてしっかり規制をしていく、これに加えて、林政部の所管ではありませんが、県では野立ての太陽光発電施設について、出力規模に関わらず条例に基づく許可を必要とするということで規制されている状況ですので、案件の増加に対してもしっかり対応できると考えています。

委員：

早川町の富士見山林道沿線のシッコ平において、雨畑ダムに堆積している土砂を大量に運搬して、農地造成のために盛土するという話が報道されていたと思います。これについて、町が事業主体であると聞いていますが、そうした場合に、土砂条例と森林法に関連してくると思いますが、土砂条例第6条第3号で、公益性が高いと認められる事業については許認可等には当たらないということになっています。面積と盛土量が多い事業ですから、当然、林地開発は絡んでくると思います。林地開発の場合は、国又は地方公共団体が事業主体であれば、許認可ではなく連絡調整の手続きだと思います。国又は地方公共団体が事業主体であっても慎重な手続きが必要だと思いますが、林政部ではこの案件についてどの程度覚知されているのでしょうか。

伊川森林整備課長：

御指摘のあった雨畑ダムの浚渫の搬出土砂を利用した農地の造成事業については、昨今報道があったところですが、土地改良事業として行う予定の事業であると聞いています。森林法に基づく森林内での事業ですので林地開発が生じる案件と考えていますが、土地改良事業の場合は林地開発の許可ではなく、県との連絡調整の対象案件となります。連絡調整というのは、自治体若しくは公共事業等を行うことで、ある程度の技術基準ですとか、手続きがしっかり踏まれるということで許可を要さないことができるという規定で行っているものですが、連絡調整の中でも、先ほど申し上げた林地開発の4要件である災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全について、通常の林地開発許可の場合と同様に同じ基準で審査をして、しっかり協議をいたしますので、許可と協議と手続きの呼び方は違いますが、審査内容については林地開発許可の審査と何ら変わりません。

委員：

この事業について、早川町の方から連絡調整に向けての動きはあったのでしょうか。聞くところによると、地権者の同意に至らないところもあるけれども、既に手をつけているところもあると聞いていますが、そこについては森林でもなく、盛土条例も適用外の場所であるという理解でよいのでしょうか。

伊川森林整備課長：

今回の案件は3ヶ所に分かれていて、2件は非常に小さい規模で、1件はシッコ山の大规模な盛土であると聞いています。現在、詳細な計画については検討中とのことですが、計画の概要等について事前にお話をいただいており、出先事務所及び本課で情報共有しつつ協議しています。現在は、土地改良事業の認定に先立ち、計画の概要、位置や概ねの規模等についての情報共有をいただいており、今後、具体的な計画が固まってきてどのような手続きが生じるのか等については、これから協議を行います。

議長：

他に御意見、御質問ございませんか。よろしいでしょうか。それではこの件については、意見等が出尽くしたようですので、質疑を終了させていただきます。

続きまして、「山梨県緑化計画素案の概要について」を議題といたします。こちらも審議事項ではありませんが、計画の策定方針等を説明するものです。事務局から説明をお願いします。

伊川森林整備課長：

(資料3により説明)

議長：

事務局の説明につきまして御質問、御意見等ありましたら発言をお願いします。

委員：

資料3の右側の中ほどにある甲府都市計画区域における樹木緑被率5%について、甲府都市計画区域が具体的に何千ヘクタールあるのか分かりませんが、その面積に対して5%は緑で覆われるという理解でよいのでしょうか。

伊川森林整備課長：

甲府都市計画区域をメッシュ状に区切りまして、メッシュごとに緑被率を見て、メッシュ全体数に占める緑被率5%以上を確保しているメッシュ数の割合を指標として設定しています。

委員：

甲府都市計画区域における緑被率5%の割合が指標に設定されていて、その下に、新たに公共施設

における緑化に関する指標を設定予定と書いてありますが、これは山梨県の中で先進的に取り組んでいるのは甲府都市計画区域で、他のところはまだ目標値等が未設定ということですか。建築関係の申請を行う際に、甲州市ではある程度の緑化を要求されますが、そうしたものはこの指標とは別ものなのでしょうか。

伊川森林整備課長：

私たちの生活環境に関わりが深い地域設定として都市計画区域というものがありますので、この中で緑地の確保を最優先にしたいということで指標を定めています。土地利用基本計画の中では、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5地域に分けて、その利用のあり方を定めています。現在、緑地として不足しているところは、このうち都市地域と農業地域、農業地域は農に供するところでまた意味合いが違ってきますが、農業地域についても、農業に供されず耕作放棄されているところがあって、この耕作放棄地については林地化をしていこうという考え方も示されておりますので、この農業地域や都市地域、これらが、実際には緑化計画の中でもしっかり緑地を確保していかななくてはならないところですので、その中でも明確にカウントしやすい指標にするため、甲府の都市計画区域の緑被率について指標を定めたものです。

なお、県緑化計画の根拠である県環境緑化条例において、緑被率の目標値について、公園では30%以上の緑地、公営住宅や庁舎などでは20%以上の緑地を確保するという努力目標を設定しています。これは各施設の単位で高い目標を掲げているところですが、これを全ての区域に当てはめるのは難しいということで、5%という指標値を設定しています。

委員：

景観法では床面積200m<sup>2</sup>以上の場合に計画提出が求められますが、甲州市の場合、この面積を下回る普通の住宅についても計画提出が求められます。甲府の他にも頑張っている地域がありますので質問いたしました。

委員：

資料の右下、「緑をまなぶ」の「森に触れ合う意識の醸成と機会の提供」の項目で、各種イベントを開催し、緑化推進に関する普及啓発を強化すると書いてあります。私自身も緑が好きで、樹木医の資格を取得していますが、特に小中学生や若い頃の経験というのは、記憶や印象に強く残るものですので、ぜひ色々な場所で小中学生に対して、体験して森について学ぶ機会を数多く設けていただくと良いと思いました。生活していくうえで、森は身近にあり過ぎてかえって遠く感じられるところもあると思いますので、林業だけに詳しくということではなく、色々な視点からアプローチしてもらえると良いと思います。

また、ネイチャーポジティブやグリーンインフラもそうですけど、新しく作るような事業はあると思いますが、その後の維持管理が続かないと、特に生態系の維持については長く続けるのは難しいと思いますので、計画を立てる際に維持管理の方にも気持ちを置いていただくと良いと思いました。

伊川森林整備課長：

御意見ありがとうございます。特に「緑を学ぶ」につきましては、私も今年、県で主催している緑サポーター養成研修を第1回から第8回まで全て受講いたしました。その研修を通じて、御指摘のように、緑のとらえ方は人それぞれで、行政側が考える大きな目的を持った緑というものだけでなく、自分の家の庭木などの身近な緑に関心を持って講習に参加された方が多くおられました。本県の場合は特にそうなのかもしれませんが、甲府盆地を中心に360度山があって、四季折々の森林や緑があって、緑に溢れていることから、緑の大切さについて、行政の考えるところと、住民の方々のお考えとの間に若干ずれがあるのかなと感じたところです。そういう意味では、特に身近な緑から、私たちの生活を支える森を中心とする緑の大切さを伝えていくことが必要であると感じています。

また、維持管理の重要性についてもお話がございました。ネイチャーポジティブ、生物多様性の保全については、具体的な目標として、30by30（サーティ・バイ・サーティ）と言われる、陸と海の30%

以上を生物多様性の保全が図られたエリアとして確保していこうというものがあります。30%の確保を目指すためには、従来からある国立公園等の保護地域だけではなく、それ以外の地域、環境省では自然共生サイトという言い方をしていますが、それらを含めたエリアで生物多様性の保全を図ることとなっています。具体的には、身近な都市公園ですとか、里地里山に残された緑、行政等が管理している森林、こうしたものも含めて生物多様性の保全を図っていくエリアを確保していくべきだとの考え方です。維持管理については、法律により保護が図られているエリアに加えて、自然共生サイトについては、管理主体によって適正に維持管理が確保されていくことが望ましいと考えています。

委員：

グリーンインフラやネイチャーポジティブ、30by30、あとはEco-DRRという生態系を通じた防災・減災という概念もあって、国の方からスマートコンパクトレジリエントでサステナブルな国土を作るという概念が県に下りてきて、こうした活動になっていると思います。30by30やネイチャーポジティブは、自治体や企業がこれを協賛する場合に手を挙げて、そういう団体として名乗りを上げられる仕組みが環境省の中にあっただかと思えます。山梨県は県有林でFSC森林管理認証を取得していますので、こういうものと非常に相性が良いということもありまして、県としても、緑豊かであつ防災の必要も非常に高いということから、こうしたことに積極的に取り組んでいただければと感じています。

委員：

私は小さい子供がいますので公園に行く機会が多いのですが、森林公園の金川の森などは、夏に行くともものすごく混んでいまして、全国有数の森林県の割にはこうした森林公園などが少ないかなと感じます。クールシェアスポットということもあって、人が集まりすぎても駄目だと思うので、今後、森林公園ですとか、子供たちがもうちょっと伸び伸びと遊べる遊具だけに集まらないような公園ですとか、そういうものを作っていただきたいなと思います。

末木県有林課長：

貴重な御意見をありがとうございます。まずこの資料でお話を申し上げますと、重点項目の「緑をいかす」において、委員からお話のあったクールシェアスポットという項目がございます。近年、夏が非常に暑い中で、エネルギーの逼迫などもありまして、こちらは県の環境・エネルギー部の所管ですが、地球温暖化対策実行計画の中で、やまなしくールチョイス県民運動というのを実施しています。その中で森林公園の「武田の杜」と「金川の森」をクールシェアスポットとして御紹介しているところです。特に金川の森については、平地にある森林公園で、高速道路のインターチェンジからも近いということで非常に人気が高く、年間に約30万人の利用者がいますので、夏場などは利用が集中すると思いますが、その他にも、甲府市には武田の杜がありますし、南アルプス市には県民の森、その他、県内12個所に森林文化の森というエリアも設定していますので、そうしたところを紹介させていただきたいと考えています。

議長：

他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして「令和5年度ナラ枯れ被害の状況について」を議題といたします。こちら審議事項ではありませんが、県内の状況について報告するものです。事務局から説明をお願いします。

伊川森林整備課長：

(資料4により説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。御質問、御意見はございますか。



委員：

ナラ枯れ被害に係る対策状況推移の中で、一番下の推移は分かりますが、その上に、12%、52%、100%という記載がありますが、これらの数値の分母、分子は何なのでしょう。

伊川森林整備課長：

本県では令和元年度にナラ枯れ被害が初めて確認されましたが、その被害対策の方針を立てるに当たって、既に被害が確認されていた他県の被害状況を分析しました。そうしたところ、被害からそれほど年数がかからずに、この場合3年目に被害のピークを迎えている例がありましたので、各県の3年目の被害量を100%として各年度の被害量の割合を計算したものです。

委員：

Aの徹底防除を実施するというのと、Bの徹底防除を実施しないという2つの対策方法があって、Aの方は、3年目をピークにして4年目以降は被害量が減っている。Bの方は、4年目以降も減らずに6年目まで増えています。このAとBの対策の違いで、どうして被害量の傾向が違うのでしょうか。

伊川森林整備課長：

先ほどの説明と重複しますが、ナラ枯れ被害の対策を考えるに当たって、Aの被害防除を徹底的に行う場合と、Bの地域を絞って優先的に行う、限定的に行う場合とで被害の発生量に違いが出るのかということについて分析しました。その結果、Aの例、被害に対して徹底防除したものについては、概ね3年目程度をピークとしてその後減少に転じるという結果となりました。これに対し、Bの被害を限定的に防除するという事例においては、4年目以降も減ることなく増えていく傾向が見られたという表になっています。これと比較しますと、本県につきましては、3年を100%として、それ以降は減少に転じているという結果になっています。

委員：

つまり、Aの対策を今後も重点的にやっていきますよという理解でよいのですか。

伊川森林整備課長：

そのとおりです。上の段のAとBというのは、山梨以外での事例を分析した結果でありまして、それを踏まえて、本県ではAの徹底防除という方針を決定しました。結果としては一番下の本県の状況のとおりです。

委員：

ありがとうございます。資料4の中ほどの表で、被害本数及び被害材積が出ていて、割り戻してみると、R1からR5まで単木材積が順次減ってきています。令和元年は39本で39m<sup>3</sup>ですので1本当たり1m<sup>3</sup>、令和5年は5,645本で2,276m<sup>3</sup>ですから単木では0.4m<sup>3</sup>で、5年間で減ってきていて、平均的には小さい木に被害が出てきていることについて、何かこの虫の特徴が表れているということなのですか。

伊川森林整備課長：

単木当たりの材積が減っているということに対して、現時点で分析、検証してはいませんが、ナラ枯れの一般的な傾向として、比較的若い木が生き残りやすく、高齢級のものほど被害で枯死をするという傾向があると聞いています。一般的には高齢級で単木当たりの材積が大きい立木の方が枯れやすく、現在の被害状況から考えると、単木当たりの材積が小さいものが残っているということは可能性としてはあるとは思いますが、データに基づいたものではありませんので、あくまで一般的な考え方に即した見解ということで御理解ください。

委員：

これだけの被害を処理するには相当な費用がかかると思いますが、費用が足りないから防除ができないというようなことはないという理解でよろしいですか。

伊川森林整備課長：

ナラ枯れ対策につきましては、県でも、重要な森林病虫害の防除対策と考えていますので、必要な予算をしっかりと確保して対策をしているところです。

議長：

よろしいでしょうか。

最後に、その他についてですが、本日の審議・報告事項に限らず、何か森林、林業に関することでも御質問、御意見等がありましたら発言をお願いします。

堀内林業振興課長：

林業振興課から、前回の審議会の際にいただいた御質問への回答について、補足・訂正をさせていただきます。

1点目は、やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況を御説明した際に、委員からキノコの菌床栽培における県内木材の活用状況について御質問いただき、把握していない旨を御回答いたしました。改めて確認したところ、国から依頼を受けて県で実施している特用林産物生産統計調査において、菌床栽培に用いるオガ粉の調達先に係るデータがありました。直近令和4年にはオガ粉の県内調達は18%という数字がありましたので、訂正させていただきます。

2点目は、同じく推進プランの説明において、委員から新規就業者の定着率について御質問いただき、7割程度の定着率であったと記憶している旨御回答いたしました。定着率については、林野庁の補助事業で実施している緑の雇用事業という新規就業者に対する研修事業において、研修受講生及びそれ以外の新規就業者を合わせて、県で3年後の定着率を毎年調べています。前回の審議会でも7割とお答えしたのは令和4年度に調査した、令和元年度に新規就業した方が3年後の令和3年度末に何割程度引き続き働いているかというデータで、正確には3年後の定着率は69%となっております。なお、前回の御回答でも申し上げましたが、年度によって定着率は一定ではなく、4割程度の定着率になっている年度もありました。以上補足させていただきます。

委員：

先ほど県緑化計画の素案について説明がありました。県内には、金川の森や県内の国立公園、自然公園など立派な公園がありますが、そういうところで高木性の樹木を中心とする緑地を確保することは当然のことですが、私が今一番気にしているのは、皆さん方も御承知のとおり、中古車販売の会社が自分の会社前の道路に植えてある街路樹が邪魔だということで、勝手に除草剤を散布したり伐採したことで大きな問題になっています。県内でいえば、小瀬のケヤキ通りですとか甲府市内にも街路樹は沢山植えてあります。甲府バイパス沿いにも街路樹が植わっています。確かに景観は綺麗ですし、街路樹を管理し、落ち葉を片付け、毎年剪定し、雇用の場にもなりますし、温暖化にも貢献していることは分かりますが、狭い道路では運転する場合に邪魔になることもありますので、街路樹の取り扱いについて何か規制があるのか、またどういう方向で考えているのかを教えてください。

伊川森林整備課長：

今回策定します緑化計画は、我々の快適な生活環境の確保に向けて各施策の方針を定めていく内容になっています。委員から御指摘のあった、例えば道路沿いの街路樹や施設の樹木などについては、個々に道路の管理者が管理をしていますし、施設については様々な他の法律の中で、高木性の樹木等の管理等が規定されています。本計画の中で都市内における緑地の確保はこうあるべきだという方針を示させていただいて、これに加えて、各施設、もしくは立地に応じた樹木の配置基準等については、関係課でどのような施策をとっていくか調整させていただきたいと考えています。

委員：

いくつかお伺いしたい。県緑化計画はいつ頃までに確定するのかということ、また、甲府都市計画区域の緑被率が指標として示されていますが、山梨県に何カ所の都市計画区域があつて、それらについても今後進めていく計画があれば教えていただきたい。また、ナラ枯れは随分増えていると思いますが、被害対策をするにもかなり費用が必要だと思いますし、いつ頃までにやってもらえるのか、今後の計画についてお伺いしたい。

伊川森林整備課長：

緑化計画については素案を示させていただきましたが、年度内には取りまとめることとしています。また、県内の都市計画区域については12地域が指定されています。ナラ枯れにつきましては、先ほど前山委員の御質問にお答えしましたが、本県では、全量駆除、徹底防除に向けて、予算をしっかりと確保していくということで取り組んでいるところです。計画の終期についてはなかなか見通しがつきませんが、減少に転じたこの勢いを止めないよう防除に取り組んでいきたいと考えています。

議長：

他に御発言ございませんか。

それでは予定された事項については全て終了いたしましたので、議長の役割を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

司会：

長時間にわたりまして御審議いただきありがとうございます。これもちまして本日の森林審議会を終了させていただきます。

以上